

農業委員会法第7条「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年度江戸川区農業委員会活動指針

令和7年3月25日
江戸川区農業委員会

地域農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、「農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

1 基本方針

本区の農業は、大消費地に立地しているという特性を生かし、小松菜等の野菜や花卉栽培を中心に、都市農業として、高い生産性を誇っている。

これらの農業生産は、永年、農業者の創意工夫とともに、農業委員会等の各関係機関が一体となって農業振興に務めてきた成果である。

しかしながら、農地面積は減少の一途をたどり、農業経営を取り巻く情勢は、必ずしも良好とはいえず今後の存続が懸念されている。

農地は、農産物を産出するだけでなく、大気調整機能や潤いのある景観、防災空地の確保、地下水涵養など多面的な役割も果たしている。この地域資源ともいべき農地を保全することは、今後の地域社会において最も重要な課題である。

ウクライナ情勢や、急激な為替変動など、先行きが不透明な状況が続く中、多くの物資を輸入に頼っている我が国では、肥料や農業資材の高騰などにより、農業者への負担が増している。また、我が国の食料自給率は現在38%にまで低下しており、様々な物価が上がっている中、国内農産物の重要性はこれまで以上に高まっており、安心して安全な農産物を産出提供できる農業経営が求められている。

このような中、農業経営方式も、市場出荷が中心である一方で、生産者の顔が見える農業・新たな農業経営方式を模索し、地産地消に着目した直売や、農業体験農園の経営、学校給食への提供などに取り組んでおり、消費者や地域住民の期待に応えるべく農業者一人ひとりの経営努力が続いている。

今後も都市農業の存続を図るために、「農業委員会等に関する法律」に定められた農地行政の厳正な実施と、農業委員一人ひとりの役割を十分に発揮して、地域農業の持続的な発展と産業振興に寄与し、「行動する農業委員会」として農業の公的代表機関の使命を全うする。

2 活動計画等

1. 農業委員会活動の積極的推進

- (1) 農業委員会活動の理解と協力を得るため、委員各自が特定生産緑地制度に絡む法改正の動向や、委員会情報等を地域農業者に対して適確に伝える。
- (2) 各地域における農業者の実情を知り、相談に応えるべく農業委員相互の連絡を密にして、適時研修会等を実施する。あわせて「活動記録カード」を有効に活用し、問題解決を図る。

2. 農地の保全と利用の最適化を推進する活動

- (1) 区内農地、特に生産緑地地区及び相続税納税猶予特例農地の適正な管理がなされるよう、各地区委員による農地の現況調査を実施し、農地の状況を把握するとともに、利用不十分な農地所有者に対し、都市農地貸借円滑化法等の貸借制度や、援農ボランティア活動の周知など、農地の適正管理を指導する。また、借り手農業者と貸し手農業者間の農地の貸借に係るマッチング支援を推進する。
- (2) 行政による支援施策の周知を行い、取り組みを支援する。
- (3) 防災協力農地を促進し、都市農地の多面的機能を広く周知する。
- (4) 生産緑地の追加指定及び、認定から30年を迎える生産緑地について、特定生産緑地制度への申出を区関係部署や区内の農業団体と協力し促進する。
- (5) 農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展を実現する取り組みを推進していく。

3. 遊休農地の発生防止に関する目標および評価方法

- (1) 上記の取り組みを通し、引き続き、遊休農地の発生防止に取り組む。遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年4月)	46.9 ha	0 ha	0 %
3年後の目標 (令和10年4月)	45.1 ha	0 ha	0 %
目 標 (令和15年4月)	42.2 ha	0 ha	0 %

4. 地域農業の確立

- (1) 地域農業者と消費者との交流を積極的に推進し、地場野菜等を消費者へ供給するため販路の拡大を積極的に図り、地域密着型の地産地消の考えで都市農業の展開を図る。

5. 企業的農業経営と担い手の育成・支援

- (1) 企業的農業経営者及び農業後継者の育成並びに農業経営者組織の育成を図るため、各関係機関と連携していく。
- (2) 認定農業者制度の推進と、掘り起こしを行うとともに、認定農業者へのフォローアップ・支援活動を行う。
- (3) 関係機関で開催される講習会・研修会への積極的な参加を呼びかけ、委員自らも積極的に参加する。

6. 情報活動の推進

- (1) 「農業ニュース」を発行し、農政を取り巻く状況、経営状況、関連事業等を紹介して、農業委員会活動の積極的PRを図る。
- (2) 区内農業についての情報発信の促進・支援を図る。

以上